

第42号議案関係資料

「品川区手数料条例の一部を改正する条例」について

1. 改正理由

行政に関する手続きを原則、デジタル申請に統一する「デジタル手続法」(*)が令和元年5月31日に公布され、この法の中で、「番号法」(**)が一部改正され、令和2年5月25日から施行された。

この改正に伴い、これまで紙で発行されていたマイナンバーの「通知カード」に係る事務が廃止されることとなったため、係る手数料を削除する。

2. 改正内容

「通知カード再交付手数料」を、別表(第2条関係)より削除する。

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 手数料の名称 | 通知カード再交付手数料 |
| (2) 手数料の額 | 再交付申請のとき、1件につき500円 |

3. 別紙資料

別紙1 品川区手数料条例新旧対照表

4. 施行期日

公布の日

(*) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

(**) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

品川区手数料条例新旧対照表

新				旧			
○品川区手数料条例				○品川区手数料条例			
平成 12 年 3 月 28 日				平成 12 年 3 月 28 日			
条例第 5 号				条例第 5 号			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
(2) 地域振興部関係				(2) 地域振興部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
1 から 17 まで省略				1 から 17 まで省略			
18 削除				18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく通知カードの再交付	通知カード再交付手数料	1 件につき 500 円	再交付申請のとき。

新				旧			
<u>18</u> <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 28 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付</u>	個人番号カード再交付手数料	1 件につき 800 円	再交付申請のとき。	<u>19</u> <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第 28 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付</u>	個人番号カード再交付手数料	1 件につき 800 円	再交付申請のとき。
<u>19</u> 品川区認可地縁団体の印鑑登録に関する規則（平成 5 年品川区規則第 1 号）第 13 条第 2 項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料	1 通につき 300 円	交付申請のとき。	<u>20</u> 品川区認可地縁団体の印鑑登録に関する規則（平成 5 年品川区規則第 1 号）第 13 条第 2 項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料	1 通につき 300 円	交付申請のとき。

第42号議案関係資料

「品川区手数料条例の一部を改正する条例」について

1. 改正理由

東京都は、地域の特性に応じたプロジェクションマッピングの活用を図るため、東京都屋外広告物条例（以下「広告物条例」という。）改正案を令和2年2月19日付で令和2年第一回定例都議会に提出し、可決された。同改正の中では、プロジェクションマッピングに関する屋外広告物手数料の単価が新たに追加された。

広告物条例に基づく広告物等の表示または設置に係る許可については、区において行うこととなる（特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表13の項二）ことから、品川区手数料条例第2条別表の屋外広告物許可申請手数料を改正する。

2. 改正内容

屋外広告物許可申請手数料として、品川区手数料条例第2条別表にプロジェクションマッピングに関する項目を新設し、面積5平方メートルまでごとに付き、3,220円（ただし、面積1,000平方メートルを超えるものにあつては、644,000円）と定める。また、項目の新設に伴い、項数を変更する。

3. 別紙資料

別紙1 品川区手数料条例新旧対照表

別紙2 東京都屋外広告物条例新旧対照表

4. 施行期日

公布の日

品川区手数料条例新旧対照表

新				旧			
○品川区手数料条例				○品川区手数料条例			
平成12年 3 月28日 条例第 5 号				平成12年 3 月28日 条例第 5 号			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
(6) 防災まちづくり部関係				(6) 防災まちづくり部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
1 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路管理者が決定した道路の区域に関する証明	道路区域証明手数料	300円	申請のとき。	1 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路管理者が決定した道路の区域に関する証明	道路区域証明手数料	300円	申請のとき。
2 道路法第28条第1項の規定により作成された道路台帳平面図に記載された道路の現況の幅員に関する証明	道路幅員証明手数料	300円	申請のとき。	2 道路法第28条第1項の規定により作成された道路台帳平面図に記載された道路の現況の幅員に関する証明	道路幅員証明手数料	300円	申請のとき。
3 車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づく道路管理者が自動車の交通量が極めて少ないと認めて指定した道路であることの証明	極少道路指定証明手数料	300円	申請のとき。	3 車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づく道路管理者が自動車の交通量が極めて少ないと認めて指定した道路であることの証明	極少道路指定証明手数料	300円	申請のとき。
4 東京都屋外広告物	屋外広告物	(1) 広告塔	許可申	4 東京都屋外広告物	屋外広告物	(1) 広告塔	許可申

新					旧				
	条例(昭和24年東京都条例第100号)第8条、第15条、第16条および第30条の規定に基づく広告物またはこれを掲出する物件の表示または設置に係る許可(同条例第27条第1項または第2項の規定による変更等または更新の許可を含み、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を経た政治団体がはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕およびアドバルーンを表示し、または設置するための許可を受けようとするときを除く。)の申請に対する審査	許可申請手数料	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円 (2) 広告板 面積5平方メートルまでごとにつき3,220円 (3) <u>プロジェクションマッピング 面積5平方メートルまでごとにつき3,220円</u> <u>(ただし、面積1,000平方メートルを超えては、644,000円)</u> (4) 小型広告板 1枚につき400円 (5) はり紙およびはり札等 50枚までごとにつき2,250円 (6) 広告旗 1本につき450	請のとき。		条例(昭和24年東京都条例第100号)第8条、第15条、第16条および第30条の規定に基づく広告物またはこれを掲出する物件の表示または設置に係る許可(同条例第27条第1項または第2項の規定による変更等または更新の許可を含み、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を経た政治団体がはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕およびアドバルーンを表示し、または設置するための許可を受けようとするときを除く。)の申請に対する審査	許可申請手数料	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円 (2) 広告板 面積5平方メートルまでごとにつき3,220円 <u>(新設)</u> (3) 小型広告板 1枚につき400円 (4) はり紙およびはり札等 50枚までごとにつき2,250円 (5) 広告旗 1本につき450	請のとき。

新					旧				
			円				円		
			(7) 立看板等 1枚につき 450円				(6) 立看板等 1枚につき 450円		
			(8) 電柱また は街路灯柱の 利用広告 1 枚につき310 円				(7) 電柱また は街路灯柱の 利用広告 1 枚につき310 円		
			(9) 標識利用 広告 1枚に つき210円				(8) 標識利用 広告 1枚に つき210円		
			(10) 宣伝車 1台につき4,9 50円				(9) 宣伝車 1 台につき4,95 0円		
			(11) バスまた は電車の車体 利用広告でく 形の枠を利用 する方式によ るもの 1枚 につき610円				(10) バスまた は電車の車体 利用広告でく 形の枠を利用 する方式によ るもの 1枚 につき610円		
			(12) 前号以外 の車体利用広 告 1台につ き1,950円				(11) 前号以外 の車体利用広 告 1台につ き1,950円		
			(13) アドバル ーン 1個に つき2,850円				(12) アドバル ーン 1個に つき2,850円		
			(14) 広告幕 1張につき99				(13) 広告幕 1張につき99		

新					旧				
			0円 (15) アーチ 1基につき10, 630円 (16) 装飾街路 灯 1基につ き5,010円 (17) 店頭装飾 1基につき 19,800円				0円 (14) アーチ 1基につき10, 630円 (15) 装飾街路 灯 1基につ き5,010円 (16) 店頭装飾 1基につき 19,800円		

東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号） 新旧対照表（抄）	
改正案	現行
目次（現行のとおり） 第一条から第十一条まで（現行のとおり） （広告協定地区） 第十二条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 知事は、前項の規定により広告協定地区を指定するときは、あらかじめ当該区域の存する特別区、市及び町の長の意見を聴かなければならない。 4及び5（現行のとおり） （プロジェクションマッピング活用地区） 第十二条の二 まちづくりの推進を図る活動等を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第一条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める団体（以下「まちづくり団体等」という。）は、地域の特性に応じたプロジェクションマッピング（建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示される広告物をいう。以下同じ。）の活用を図るため、規則で定めるところにより、一定の区域をプロジェクションマッピング活用地区（以下「活用地区」という。）に指定するよう知事に申請することができる。 2 前項の規定による申請は、次に掲げる事項を定めたプロジェクション	目次（略） 第一条から第十一条まで（略） （広告協定地区） 第十二条（略） 2（略） 3 知事は、前項の規定により広告協定地区を指定するときは、あらかじめ当該区域の存する特別区、市又は町の長の意見を聴かなければならない。 4及び5（略） （新設）

ンマッピング活用計画（以下「活用計画」という。）の案を添えて行
わなければならない。

一 活用地区の名称、位置及び区域

二 プロジェクトンマッピングの活用に係る方針

三 プロジェクトンマッピングの表示の場所、位置、形状、規模、
色彩その他表示の方法に関する基準（以下「表示基準」という。）

四 表示基準が適用される建築物その他の工作物等

五 その他規則で定める事項

3 まちづくり団体等は、活用計画の案を作成しようとするときは、説
明会を開催する等活用地区の住民の意見を反映させるよう努めなけ
ればならない。

4 知事は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請
に係る活用計画の案の内容が知事が別に定める基準を満たすものと
認めるときは、当該活用計画の案に掲げる区域を活用地区として指定
することができる。

5 知事は、前項の規定により活用地区を指定するときは、あらかじめ
当該活用地区に係る区域の存する特別区及び市町村の長の意見を聴
かなければならない。

6 まちづくり団体等は、第四項の規定により指定された活用地区に係
る活用計画の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、
規則で定めるところにより、その旨を知事に申請しなければならない
い。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による申請について準

用する。

8 まちづくり団体等は、第四項の規定により指定された活用地区を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

9 前各項に定めるもののほか、活用地区の指定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(禁止区域若しくは禁止物件又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等)

第十三条 次に掲げる広告物等は、第六条から第八条までの規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。ただし、第二号から第六号まで及び第八号に掲げる広告物等については、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

一から七まで (現行のとおり)

八 公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクト・インマッピングで、公益性を有するもの

第十四条から第十七条まで (現行のとおり)

(告示)

第十八条 知事は、第六条第一号ただし書、第二号、第四号、第五号、第十一号若しくは第十二号、第七条第一項第八号、第八条第二号若しくは第四号、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の二第四項又は第十五条第五号若しくは第七号の規定により区域を指定し、地域を定め、若しくは物件を指定したとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

(禁止区域若しくは禁止物件又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等)

第十三条 次に掲げる広告物等は、第六条から第八条までの規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。ただし、第二号から第六号までに掲げる広告物等については、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

一から七まで (略)

(新設)

第十四条から第十七条まで (略)

(告示)

第十八条 知事は、第六条第一号ただし書、第二号、第四号、第五号、第十一号若しくは第十二号、第七条第一項第八号、第八条第二号若しくは第四号、第十一条第一項、第十二条第二項又は第十五条第五号若しくは第七号の規定により区域を指定し、地域を定め、若しくは物件を指定したとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

第十九条及び第二十条（現行のとおり）

（規格の設定）

第二十一条（現行のとおり）

一から十一まで（現行のとおり）

十二 プロジェクションマッピング

十三（現行のとおり）

2及び3（現行のとおり）

4 第十二条の二第四項の規定により指定された活用地区に表示する
プロジェクションマッピング（同条第二項第四号に規定する建築物そ
他の工作物等に表示されるものに限る。）は、前三項の規定にか
かわらず、当該活用地区の表示基準に適合するものでなければなら
ない。

（広告物等の総表示面積の規制）

第二十二条 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた
近隣商業地域及び商業地域内にある高さが十メートルを超える建
築物に表示する各広告物等（広告物の表示期間が七日以内のもの又は第
十二条の二若しくは第十三条第八号に規定するプロジェクション
マッピングのうち規則で定めるものを除く。）の表示面積の合計は、
一建築物の壁面面積に応じて規則で定める基準により算定した面
積を超えてはならない。

第二十三条から第五十六条まで（現行のとおり）

（所掌事務）

第十九条及び第二十条（略）

（規格の設定）

第二十一条（略）

一から十一まで（略）

（新設）

十二（略）

2及び3（略）

（新設）

（広告物等の総表示面積の規制）

第二十二条 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた
近隣商業地域及び商業地域内にある高さが十メートルを超える建
築物に表示する各広告物等（広告物の表示期間が七日以内のものを除
く。）の表示面積の合計は、一建築物の壁面面積に応じて規則で定め
る基準により算定した面積を超えてはならない。

第二十三条から第五十六条まで（略）

（所掌事務）

第五十七条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

一 第六条第一号ただし書、第二号、第四号、第五号、第十一号若しくは第十二号、第七条第一項第八号、第八条第二号若しくは第四号、第十一条第一項、第十二条第二項又は第十二条の二第四項の規定により区域を指定し、地域を定め、又は物件を指定しようとするとき。

二（現行のとおり）

第五十八条から第六十三条まで（現行のとおり）

（小委員会）

第六十四条 第十二条の二第四項の規定による活用地区の指定に関する事項又は第三十条第一項の規定による広告物等の許可に関する事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2及び3（現行のとおり）

第六十五条から第七十一条まで（現行のとおり）

別表（第二十九条関係）

広告物の種類		単位	額
広告塔		（現行のとおり）	（現行のとおり）
広告板		（現行のとおり）	（現行のとおり）

第五十七条（略）

2（略）

一 第六条第一号ただし書、第二号、第四号、第五号、第十一号若しくは第十二号、第七条第一項第八号、第八条第二号若しくは第四号、第十一条第一項又は第十二条第二項の規定により区域を指定し、地域を定め、又は物件を指定しようとするとき。

二（略）

第五十八条から第六十三条まで（略）

（小委員会）

第六十四条 第三十条第一項の規定による広告物等の許可に関する事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2及び3（略）

第六十五条から第七十一条まで（略）

別表（第二十九条関係）

広告物の種類		単位	額
広告塔		（略）	（略）
広告板		（略）	（略）

プロジェクト ンマッピング	同右	三千二百二十円（ただし、面積千平方メートルを超えるものにあつては、六十四万四千円）
小型広告板	（現行のとおり）	（現行のとおり）
はり紙等	（現行のとおり）	（現行のとおり）
はり札等	（現行のとおり）	（現行のとおり）
広告旗	（現行のとおり）	（現行のとおり）
立看板等	（現行のとおり）	（現行のとおり）
電柱又は街路灯柱の利用広告	（現行のとおり）	（現行のとおり）
標識利用広告	（現行のとおり）	（現行のとおり）
宣伝車	（現行のとおり）	（現行のとおり）
バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	（現行のとおり）	（現行のとおり）
前記以外の車体利用広告	（現行のとおり）	（現行のとおり）
アドバルーン	（現行のとおり）	（現行のとおり）
広告幕	（現行のとおり）	（現行のとおり）

（新設）		
小型広告板	（略）	（略）
はり紙等	（略）	（略）
はり札等	（略）	（略）
広告旗	（略）	（略）
立看板等	（略）	（略）
電柱又は街路灯柱の利用広告	（略）	（略）
標識利用広告	（略）	（略）
宣伝車	（略）	（略）
バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	（略）	（略）
前記以外の車体利用広告	（略）	（略）
アドバルーン	（略）	（略）
広告幕	（略）	（略）

店頭装飾	装飾街路灯	ア ー チ
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

店頭装飾	装飾街路灯	ア ー チ
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)